

地域再生法に係る固定資産税の課税免除・不均一課税について

いわき市では、地方活力向上地域に認定（平成 28 年 3 月 15 日付）されたことに伴い、令和 10 年 3 月 31 日までに福島県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者がその後 3 年以内に新增設した資産について、最大 3 年間、固定資産税の課税免除（移転型）又は、税率を引き下げる不均一課税（拡充型）が受けられます。

該当要件

【対象業種】 全業種

【取得価額】 合計 3,800 万円以上(中小企業者は 1,900 万円以上)(事業会計年度内における減価償却資産【※1】)

【雇 用】 要件なし

【※1】 減価償却資産(対象業種の用に直接供されるものに限る)

- ①建物及びその附属設備 ②構築物 ③機械及び装置 ④船舶 ⑤航空機 ⑥車両及び運搬具
⑦工具、器具及び備品

対象資産

- ① 本社機能（事務所、研究所、研修所）を有する施設の新築または増設に際して取得した、建物及び償却資産（構築物、機械及び装置）
② 対象建物の敷地である土地（取得日翌日から 1 年以内に対象建物の建設の着手があった場合）

税率

（通常の税率は 1.4% です。）

○【移転型：東京 23 区内の本社機能等を本市に移転すること】

初年度：課税免除、第二年度：課税免除、第三年度：課税免除

○【拡充型：東京 23 区外の本社機能等を本市に移転すること】

初年度：0%（0/10）、第二年度：0.467%（1/3）、第三年度：0.933%（2/3）

申請期限

（提出書類のうち、①及び②については、申請期限内に提出してください。）

3月20日（期限厳守）

※休日の場合、翌開庁日が申請期限となります。

提出書類

（③から⑤については、申請期限後に別途提出の依頼をさせていただきます。）

① 【移転型】固定資産税課税免除申請書（第 1 号様式）→該当事業年度ごとに提出

【拡充型】固定資産税不均一課税申請書（第 2 号様式）→該当事業年度ごとに提出

② 固定資産明細書（付表）

③ 該当事業年度の決算報告書の写し

④ 該当事業年度の確定申告書の写し（別表 1、別表 16、減価償却資産明細書）

⑤ その他市長が必要と認める書類

※継続分についても課税免除又は、不均一課税の申請は毎年（2、3 年度目）必要です（一度決定になった資産でも自動的に継続決定されるわけではありません）。なお、2 年度目以降は①・②のみ提出となります。

※申請書等（①、②）については、いわき市ホームページ（<https://www.city.iwaki.lg.jp>）よりダウンロードするか、資産税課償却資産係にお問い合わせください。

【ダウンロード方法】

トップページ画面左上のキーワード検索にて「課税免除」と入力して検索→「固定資産税課税免除・不均一課税申請書」をクリック→ページ下段より①又は②を選択

お問い合わせ先・申請窓口

いわき市財政部資産税課 償却資産係 TEL:0246-22-7434